

全国民生委員互助事業 給付金申請の時宜と留意事項について【令和6年度】

	種 別	申請できる期間 (全て発生後1年以内)	申請のタイミング	留意事項
公務関係	公務死亡	発生後直ちに～発生後1年以内	発生後、速やかに申請してください。	必要書類の添付
	公務傷害見舞	発生後1年以内	<p><重度の後遺障がいや長期（180日以上）の入院を伴わない負傷の場合> 事故発生後、治療中であってもできる限り早期に申請してください。</p> <p><重度の後遺障がいや長期（180日以上）の入院を伴う場合> 治療期間が180日を超えた時点で速やかに申請してください。</p>	<p>必要書類の添付</p> <p>※医師の診断書は、原則として受傷後1か月以内の取得をお願いします。</p>
	公務疾病見舞	発生後1年以内	<p><完治した場合> 完治後、速やかに申請してください。</p> <p><治療中の場合> 治療期間が180日を超えた時点で速やかに申請してください。</p>	<p>必要書類の添付</p> <p>※医師の診断書は、原則として発症後1か月以内の取得をお願いします。</p>
一般給付	一般死亡	発生後直ちに～発生後1年以内	発生後、速やかに申請してください。	死亡年月日の記入
	配偶者死亡	発生後直ちに～発生後1年以内	発生後、速やかに申請してください。	<p>死亡年月日の記入</p> <p>※表下部改定内容とp.5(3)参照</p>
	一般傷病 療養1か月以上2か月未満 (31日～60日)	完治後直ちに～発生後1年以内	全治期間が31日～60日で確定したら、速やかに申請してください。	<ul style="list-style-type: none"> ・同一事由によるものは1回のみ申請可 ・全治期間の記入
	一般傷病 療養2か月以上 (61日～)	発生から2か月経過後～発生後1年以内	治療期間が、2か月（61日）を超えた場合は、治療中でも申請可能です。2か月（61日）を超えた時点で、速やかに申請してください。	<ul style="list-style-type: none"> ・同一事由によるものは1回のみ申請可 ・全治期間（あるいは発生日～治療中）の記入
	災害見舞 (全壊・大規模半壊・中規模半壊) (半壊・準半壊)	発生後直ちに～発生後1年以内	発生後、関係官公署より罹災証明書を取得のうえ、速やかに申請してください。	罹災証明書による被害区分（全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊）、被災の年月日・種類（台風○号、▽▽地震、火災等）の記入
	退任慰労 (在任3年を超える9年未満) (在任9年以上15年未満) (在任15年以上)	発生後直ちに～発生後1年以内	発生後、速やかに申請してください。	<p>退任年月日と在任期間の記入</p> <p>※表下部改定内容とp.5(3)参照</p>

- 令和2年10月16日一部改定。一般給付 災害見舞に「準半壊」基準を追加。「準半壊」基準は令和2年4月1日以降発生した災害に遡及適用。
- 令和3年9月29日一部改定。一般給付 災害見舞に「中規模半壊」基準を追加。「中規模半壊」基準は令和2年7月3日以降発生した災害に遡及適用。
- 令和4年3月1日一部改定。一般給付 配偶者死亡の弔慰金1万5千円を1万円に減額。退任慰労の対象「3年以上」を「3年を超える」に改定。いずれも令和4年12月1日より適用。